公衆浴場業の水道料金及び下水道使用料の算定に関する取扱要綱

　（目的）

第１条　この要綱は，公衆浴場業の水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の算定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（1）　使用者　公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第１条第２項に規定する浴場業（以下「公衆浴場業」という。）において水道及び下水道を使用する者をいう。

（2）　一般公衆浴場業　高知市給水条例施行規程（昭和33年水道局規程第１号）第18条第１号及び高知市下水道条例施行規程（平成26年上下水道局規程第７号）第44条第１号に規定する公衆浴場業をいう。

（3）　その他の公衆浴場業　高知市給水条例施行規程第18条第２号及び高知市下水道条例施行規程第44条第２号に規定する公衆浴場業をいう。

（4）　別に定めるその他公衆浴場業　高知市給水条例施行規程第23条第２項及び高知市下水道条例施行規程第45条第２項に規定する公衆浴場業をいう。

（5）　公衆浴場営業許可書　高知市公衆浴場法施行細則（平成10年規則第50号）第９条第２号に規定する許可書をいう。

（6）　浴場用水量　浴場施設で使用した水量及び汚水量をいう。

（7）　一般用水量　浴場施設以外で使用した水量及び汚水量をいう。

　（適用の要件）

第３条　公衆浴場業の水道料金等の適用を受けようとする使用者は，次に掲げる要件に該当しなければならない。

（1）　公衆浴場業の許可を受けていること。

（2）　浴場用水量を計量することができるメーター等を設置していること。

（適用の申請等）

第４条　公衆浴場業の水道料金等の適用を受けようとする使用者は，公衆浴場業の水道料金等の算定適用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に公衆浴場営業許可書の写しと図面等を添付して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。この場合において，当該公衆浴場業の水道料金等の適用期間は，適用の開始月から１年間とする。

２　公衆浴場業の水道料金等の適用を受ける使用者が継続して適用を受けようとするときは，申請書を適用期間の最終月の前々月から前月までの間に管理者に提出しなければならない。この場合において，公衆浴場営業許可書の写しの添付は要しない。

（適用の通知等）

第５条　管理者は，前条の申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，公衆浴場業の水道料金等の算定適用決定通知書（様式第２号）により当該申請をした使用者に通知するものとする。

２　管理者は，前条の申請が適当でないと認めたときは，公衆浴場業の水道料金等の算定適用却下通知書（様式第３号）により当該申請をした使用者に通知するものとする。

（適用の取消）

第６条　管理者は，使用者が次の各号のいずれかに該当したときは，公衆浴場業の水道料金等の適用を取り消すことができる。

（1）　第７条第１項の規定による届出がなかったとき。

（2）　申請書の内容に虚偽又は重大な過失があったとき。

（3）　第９条の規定によるメーター等の維持管理を怠ったとき。

（4）　その他管理者が必要と認めたとき。

２　管理者は，前項の規定による取消しをしたときは，公衆浴場業の水道料金等の算定適用取消通知書（様式第４号）により使用者に通知するものとする。

３　管理者は，第１項の規定による取消しをしたときは，使用者に水道料金等の精算を求めるものとする。

　（届出義務）

第７条　使用者は，第４条の申請の内容に変更が生じたときは，必要書類を添えて公衆浴場業の水道料金等の算定適用変更届出書（様式第５号）を速やかに管理者に届け出なければならない。

２　使用者は，前項の届出により水道料金等に変更が生じたときは，管理者の定める方法で精算するものとする。

　（水道料金等の算定）

第８条　公衆浴場業の水道料金等の金額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める条件により高知市給水条例（昭和48年条例第16号）及び高知市下水道条例（昭和37年条例第７号）の規定を適用して算定するものとする。

（1）　一般公衆浴場業　次に掲げる条件によるものとする。

　　ア　水道料金は，高知市給水条例第23条第１項又は附則32項の表の用途の浴場用（以下「浴場用」という。）を適用する。

　　イ　下水道使用料は，高知市下水道条例別表の汚水の区分の浴場汚水（以下「浴場汚水」という。）を適用する。

（2）　その他の公衆浴場業　次に掲げる条件によるものとする。

　　ア　一般用水量と浴場用水量は，メーター等により計量した水量及び汚水量とする。

　　イ　一般用水量の水道料金等は，高知市給水条例第23条第１項の表の用途の一般用又は附則32項の表の用途の一般用（以下「一般用」という。）及び高知市下水道条例別表の汚水の区分の一般汚水（以下「一般汚水」という。）を適用する。

　　ウ　浴場用水量の水道料金等は，浴場用及び浴場汚水を適用する。

（3）　別に定めるその他公衆浴場業　次に掲げる条件によるものとする。

　　ア　一般用水量と浴場用水量は，メーター等により計量した水量及び汚水量とする。

　　イ　一般用水量の水道料金等は，一般用及び一般汚水を適用する。

　　ウ　浴場用水量の水道料金等は，一般用（メーター口径は，20ミリメートルとする。）及び一般汚水を適用する。

　（メーター等の維持管理）

第９条　使用者は，次に掲げるところにより，メーター等の維持管理を行うものとする。

（1）　メーター等は，計量法（平成４年法律第51号）による検定が必要なものについては検定有効期限内のもので，かつ，正常に作動するものであること。

（2）　メーター等が故障したとき，又は検定有効期限が満了するときは，取替えを行うこと。

（3）　前号の取替えを行ったときは，メーター取替届出書（様式第６号）により，速やかに管理者に届け出ること。

（4）　メーター等の設置場所及び周辺環境について，容易に検針が行えるよう良好な状態に保持するとともに，検針の妨げとなる物を設置し，又は工作物を設けないこと。

（委任）

第10条　この要綱に定めのないものについては，管理者が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和２年１月１日から施行し，令和２年４月１日以降の検針に係る水道料金等から適用し，令和２年３月31日以前の検針に係る水道料金等については，なお従前の例による。

（経過措置）

２　この要綱の制定前に公衆浴場業の水道料金等の適用を受けている使用者は，第３条第１項第２号におけるメーター等は，建物又は入浴施設全体の改修を行う際に設置するものとする。

　附　則

この要綱は，令和７年９月１日から施行する。